

ASEAN 知財研究会【商標編】 第3回「インドネシアの商標事情」開催



大阪発明協会では、新樹グローバル・アイピー特許業務法人(以下 GIP)のご協力のもと、ASEAN 商標について集中的に議論する「ASEAN 知財研究会【商標編】」のシリーズ開催(計5回)を実施しておりますが、10月27日に第3回が開催されました。第3回のテーマは「インドネシアの商標事情」ということで、まずイントロダクションとして村井康司弁理士による中国やミャンマーの訪問視察報告が行われた後、

魯佳瑛弁理士より、インドネシアの商標制度の概要と最新の動向、商標の使用に関する質疑応答が行われました。今回は説明が盛りだくさんだったこともあり、ディスカッションできる時間はありませんでしたが、情報が入手しづらい国の貴重な情報を得られる良い機会になったものと思われます。

次回第4回は、12月15日(金)15時00分より「ベトナムの商標事情」を開催予定です。